表２

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分
			１及び２
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合部	断熱補強の範囲	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合部	断熱補強の範囲	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

ｄ　鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあっては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。

②　等級３

①ａ及びｄに掲げる基準に適合していること。ただし、①ａの㈣中、「地域区分が１、２又は３地域である場合にあっては５以上（屋根又は天井の場合にあっては６以上）、４地域である場合にあっては３以上（屋根又は天井の場合にあっては４以上）、５、６又は７地域である場合にあっては２以上（屋根又は天井の場合にあっては３以上）」とあるのは、「地域区分が１、２又は３地域である場合にあっては４以上（屋根又は天井の場合にあっては５以上）、４地域である場合にあっては２以上（屋根又は天井の場合にあっては３以上）、５、６又は７地域である場合にあっては２以上」とする。

③　等級２

②に掲げる基準に適合していること。ただし、「ａ及びｄ」とあるのは、「ａ」とする。

第５の５の５－１の次に次のように加える。

５－２　一次エネルギー消費量等級

⑴　適用範囲

新築住宅について適用する。

⑵　基本原則

イ　定義

①　「設計一次エネルギー消費量」とは、住宅における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいい、建築主等の判断の基準Ⅰの第２の２の２－３に定める方法により求めるものとする。

②　「基準一次エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、⑶イにあっては、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰの第２の２－２に定める方法により求めるものとし、⑶ロにあっては、建築主等の判断の基準Ⅰの第２の２の２－２に定める方法により求めるものとする。

ロ　評価事項

①　この性能表示項目において評価すべきものは、評価対象住戸における基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量の小ささとする。

②　各等級に要求される水準は、次の表の㈠項に掲げる等級に応じ、㈢項に掲げる対策が講じられていることとする。

㈠	㈢
等級	講じられている対策
5	設計一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられていること。
4	設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること。
1	—

⑶　評価基準（新築住宅）

イ　等級５

設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）は、次の式により算出し、整数未満の端数を切り上げた整数とすること。

$E_{TA}=E_T\times1{,}000/A_{total}$

この式において、E_{TA}、E_T及びA_{total}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{TA}　床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　MJ／（㎡・年））

E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　GJ／年）

A_{total}　当該住戸の床面積の合計（単位　㎡）

ロ　等級４

次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

①　設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。

②　５－１⑶イ及びロに掲げる等級４の基準又は設計施工指針附則５に掲げる基準に適合し、かつ、設計施工指針附則６に掲げる基準に適合していること。

第５の６の６－３⑶イ③中「すべて」を「全て」に改める。

第５の８の８－１⑶イ①㈡表１を次のように改める。

㈠	㈡	㈢	㈣
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積
ロ②ｄの㈠又は㈡に適合する床仕上げ構造	３辺以上	210㎜以上	21㎡以下
		190㎜以上	16㎡以下
	２辺以上	210㎜以上	17㎡以下
		200㎜以上	15㎡以下
		190㎜以上	12㎡以下
	１辺以上	210㎜以上	13㎡以下
		200㎜以上	11㎡以下
		190㎜以上	10㎡以下